

平成24年度高知県社会福祉審議会次第

平成25年2月6日(水) 10:00~12:00

高知城ホール4階多目的ホール

1 開会

2 地域福祉部長あいさつ

3 委員紹介

4 委員長、副委員長の選任

5 議事

専門分科会、部会委員の指名

6 行政説明

(1)高知県地域福祉支援計画の進捗状況について

(2)平成25年度の高知型福祉の主要な取組について

7 閉会

【配布資料】

○席次表、委員名簿、高知県出席者、法令・規則、組織図

○資料1

・高知県社会福祉審議会専門分科会について

○資料2

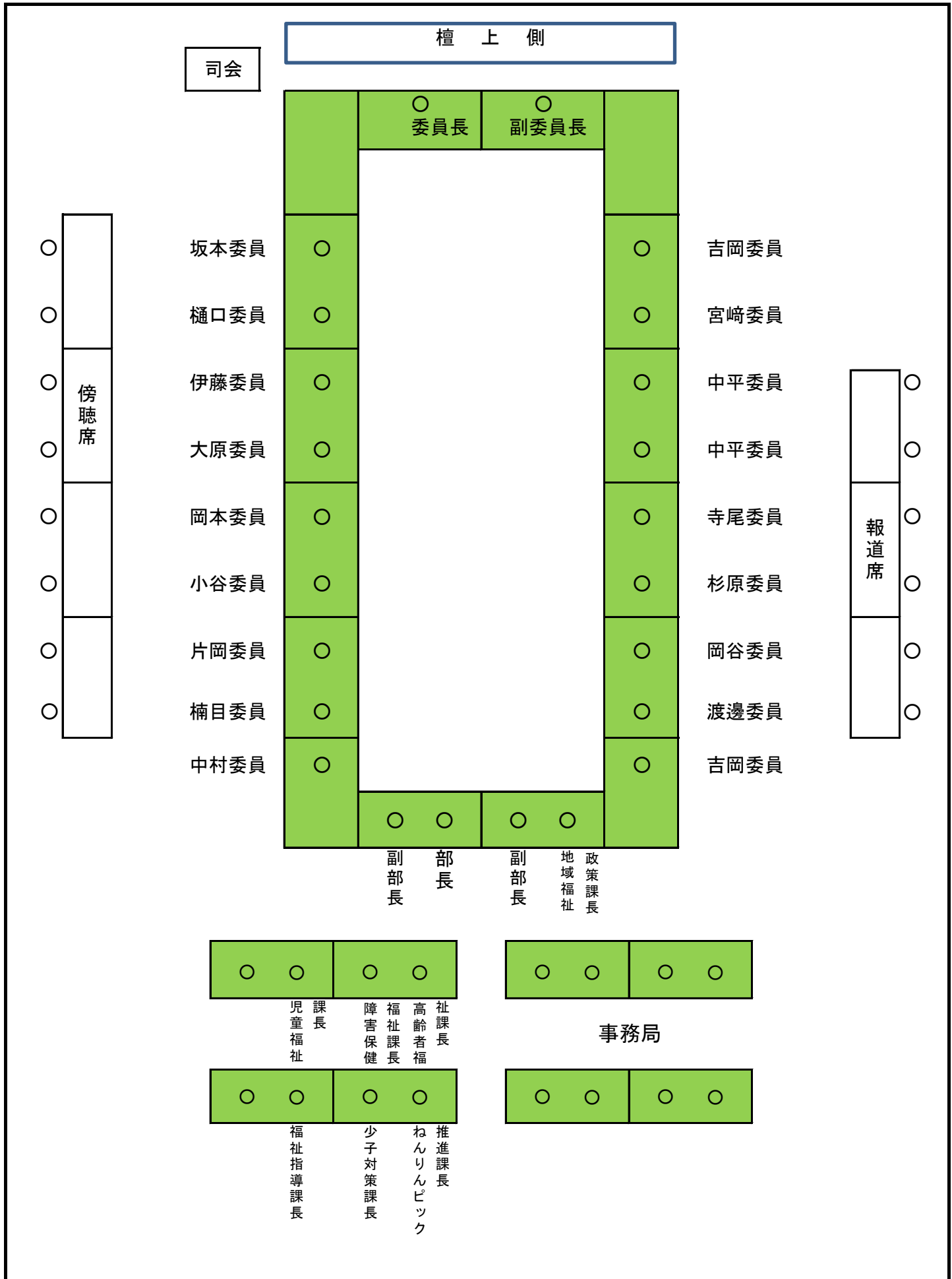
・《行政説明》高知県地域福祉支援計画の進捗状況について

○資料3

・《行政説明》平成25年度の高知型福祉の主要な取組について

高知県社会福祉審議会席次表

日時: 平成25年2月6日(水) 10:00~12:00
 場所: 高知城ホール4階多目的ホール



高知県社会福祉審議会委員

平成25年1月12日現在
(※各区分ごとに五十音順)

区分	氏 名	役 職
県議会 議員	坂本 孝幸	県議会議員
	樋口 秀洋	県議会議員(文化厚生委員長)
社会福祉事業 関係者	伊藤 博子	高知県精神障害者家族会連合会副会長
	大原 典子	高知県青蘭会連盟理事長
	岡本 圭美	高知県知的障害者育成会評議員
	小谷 滝子	高知県保育士会理事(横浜新町保育園園長)
	片岡 卓宏	高知県身体障害者連合会会長
	楠目 隆	高知県社会福祉施設経営者協議会会長
	中村 文雄	日本赤十字社高知県支部事務局長
	森田 裕之	高知県ホームヘルパー連絡協議会会長
	山本 幸子	高知県老人クラブ連合会女性委員会常任委員
	吉岡 和夫	高知県社会福祉協議会常務理事
	渡邊 一雄	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
学識経験者	石丸 良平	高知県医師会(石丸眼科院長)
	岡崎 誠也	高知県市長会会長(高知市長)
	岡谷 英明	高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部准教授)
	岡林 弘毅	高知県医師会会長(県庁前クリニック院長)
	織田 英正	高知県歯科医師会会長
	杉原 俊二	高知県立大学社会福祉学部教授
	竹村 晴光	高知県医師会副会長(竹村循環器内科院長)
	寺井 清花	高知県青年団協議会事務局長
	寺尾 敦子	高知県連合婦人会会長
	中平 雅彦	高知新聞社取締役編集局長
	中平 真理子	高知県薬剤師会常務理事
	野並 誠二	高知県医師会(高知病院院長)
	溝渕 光	高知県医師会(いずみの病院脳神経外科部長)
	宮崎 育子	高知県看護協会会長
	柳原 弘男	高知県医師会(さえんば耳鼻科院長)
吉岡 珍正	高知県町村会会長(越知町長)	

(任期:平成25年1月12日から平成28年1月11日まで)

平成24年度高知県社会福祉審議会

○高知県 出席者

氏 名	職 名
小田切 泰禎	地域福祉部長
福島 寛隆	地域福祉部副部長(総括)
門田 純一	地域福祉部副部長
山地 和	地域福祉部地域福祉政策課長
井上 達男	地域福祉部高齢者福祉課長
田村 由美子	地域福祉部ねんりんピック推進課長
福留 利也	地域福祉部障害保健福祉課長
安岡 千真夫	地域福祉部児童家庭課長
竹崎 恵彦	地域福祉部少子対策課長
戸梶 正人	地域福祉部福祉指導課長

社会福祉法

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

社会福祉審議会規則

高知県社会福祉審議会規則をここに公布する。

○高知県社会福祉審議会規則

(平成 12 年 4 月 1 日規則第 95 号)

改正 平成 12 年 7 月 14 日規則第 181 号の 2 平成 12 年 12 月 26 日規則第 234 号

平成 14 年 4 月 1 日規則第 47 号の 3 平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号

平成 18 年 6 月 20 日規則第 81 号 平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号

平成 23 年 12 月 16 日規則第 71 号 平成 24 年 3 月 23 日規則第 14 号

高知県社会福祉審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく高知県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 181 号の 2・234 号〕

(任期等)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 審議会の委員長は、審議会を代表する。

2 審議会に委員の互選による副委員長 1 人を置く。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

一部改正〔平成 24 年規則 14 号〕

2 委員長は、委員の総数の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決をする場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

一部改正〔平成 24 年規則 14 号〕

(専門分科会)

第 5 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(民生委員審査専門分科会)

第 6 条 民生委員審査専門分科会は、委員 8 人で組織する。

(身体障害者福祉専門分科会)

第7条 身体障害者福祉専門分科会は、委員9人以内で組織する。

2 身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。

3 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による身体障害者の障害程度の審査のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定の審査を行う。

4 更生医療部会は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第23項に規定する自立支援医療のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更正医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。

一部改正〔平成23年規則71号・24年14号〕

5 審査部会の委員と更生医療部会の委員は、これを兼ねることができる。

6 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

一部改正〔平成12年規則234号・23年71号・24年14号〕

(老人福祉専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて老人福祉専門分科会を置く。

2 老人福祉専門分科会は、委員15人以内で組織する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、高知県地域福祉部地域福祉政策課において処理する。

一部改正〔平成14年規則47号の3・15年43号・21年43号〕

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月14日規則第181号の2)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第234号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成14年4月1日規則第47号の3)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第43号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月20日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

(高知県公文書開示審査規則の一部改正)

3 略

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4 略

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

5 略

(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)

6 略

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

7 略

(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

8 略

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

9 略

(高知県予算規則の一部改正)

10 略

(高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

11 略

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

12 略

(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)

13 略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

14 略

(高知県災害救助基金規則の一部改正)

15 略

(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

16 略

(高知県社会福祉審議会規則の一部改正)

17 高知県社会福祉審議会規則(平成12年高知県規則第95号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県介護保険審査会規則の一部改正)

18 略

(高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

19 略

(高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

20 略

(高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)

21 略

(高知県文化賞授与規則の一部改正)

22 略

(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

23 略

(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)

24 略

(私立学校法等施行細則の一部改正)

25 略

(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)

26 略

(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)

27 略

(高知県公害審査会規則の一部改正)

28 略

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

29 略

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

30 略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

31 略

(高知県契約規則の一部改正)

32 略

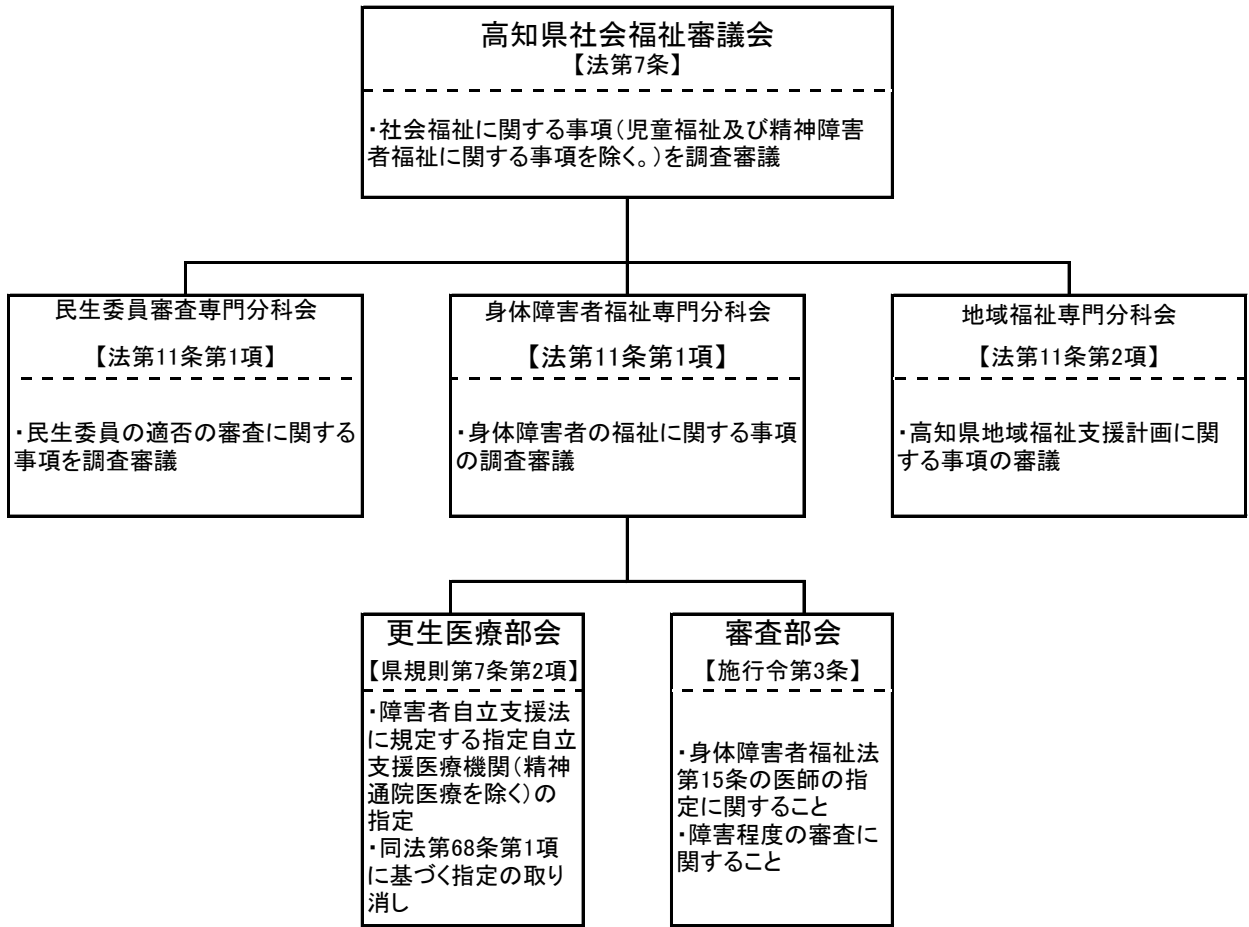
附 則(平成 23 年 12 月 16 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

高知県社会福祉審議会組織図



※法…社会福祉法
※施行令…社会福祉法施行令
※県規則…高知県社会福祉審議会規則

資料 1

高知県社会福祉審議会専門分科会について



◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、**身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会**を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に**審査部会**及び**更生医療部会**を置く。

審査部会

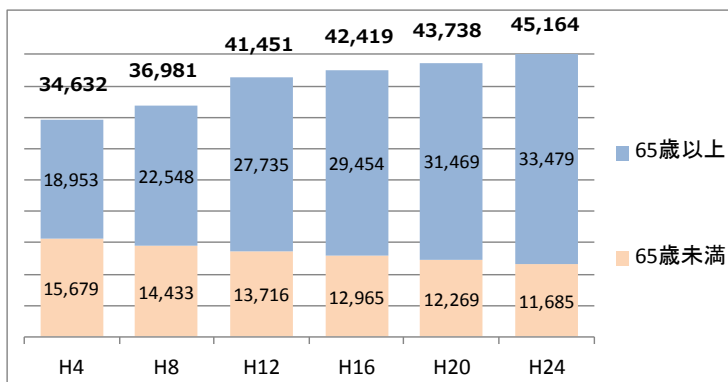
部会開催時期：7月、11月、3月

<審議内容>

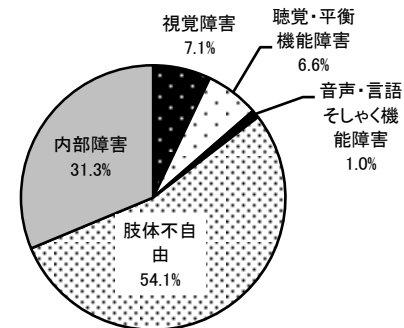
- ・身体障害者の障害程度の審査
(身体障害者手帳の非該当などの審査)
平成23年度審査件数：12件（すべて非該当の審査）
- ・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査
(身体障害者福祉法第15条)
平成23年度指定件数：32名

※部会開催のほかに、身体障害者手帳の障害等級判定に関して、県障害保健福祉課職員が審査部会の委員を随時訪問し、判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移（各年3月31日現在）



身体障害者手帳障害部位別割合（H24.3.31現在）



更生医療部会

部会開催時期：7月、11月、3月

<審議内容>

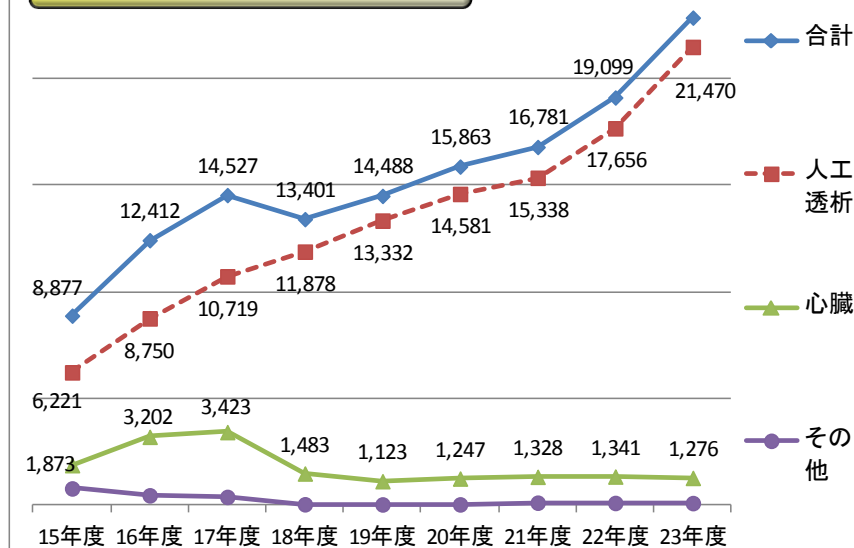
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の審査
平成23年度件数：16件（薬局15件、訪問看護ステーション1件）
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の取り消し等の審査
平成23年度件数：0件
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等
平成23年度件数：36件（主たる医師の変更3件、管理薬剤師の変更31件、薬局の施設変更2件）

◆自立支援医療（公費負担制度）

育成医療（18歳未満）：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者自立支援法施行令第1条第1項）

更生医療（18歳以上）：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者自立支援法施行令第1条第2項）

更生医療レセプト件数の推移



地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、**民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会**を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

民生委員法第5条

民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する**地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。**

参考

民生委員・児童委員について

- ◆民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、市町村に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、都道府県知事（高知県）、指定都市又は中核市（高知市）長の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。
- ◆民生委員は児童委員を兼ねることになっている。
- ◆民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」がいる。
- ◆民生委員・児童委員の任期は3年間（現任期：H22.12.1～H25.11.30）であり、再任も可能。
- ◆民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って住民の立場に立つて相談に応じたり、住民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支援を行う。
- ◆民生委員は担当地区での調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。また、最近では、ふれあいいきいきサロンなどの小地域活動や災害時要援護者支援などに活動の幅を広げている。

民生委員の役割【民生委員法第14条】

- ◆住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する。
- ◆援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
- ◆援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。
- ◆社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
- ◆福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力する。
- ◆その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

児童委員の役割【児童福祉法第17条】

- ◆児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握する。
- ◆児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。
- ◆児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健全な育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
- ◆児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。
- ◆児童の健全な育成に関する気運の醸成に努める。
- ◆その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う。

高知県の民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動状況

活動件数	平成22年度	
	件数	割合(%)
相談支援	80,321	29.0%
地域福祉活動・自主活動	74,201	26.8%
行事・事業・会議への参加協力	47,886	17.3%
民児協運営・研修	41,160	14.9%
調査・実態把握	26,007	9.4%
証明事務	6,301	2.3%
要保護児童の発見の適否・仲介	858	0.3%
合計	276,734	100.0%

民生委員・児童委員活動の充実



地域福祉政策課

【予算額】H24当初 113,988千円 → H25当初案 122,781千円

現状

- 児童虐待や高齢者の孤独死、悪徳商法など、地域における課題は多岐にわたり、民生委員・児童委員の役割がこれまで以上に重要になっている
- コミュニティの弱体化に加え、民生委員活動への理解・周知不足等から、活動しにくい環境も
- 地区毎の民生委員活動に温度差があり、欠員も生じている

課題

- 民生委員・児童委員活動の住民への周知
- 民生委員活動の温度差
- 後継者不足

新たな期待

高知型福祉の実現

こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、共に支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進

- ともに支え合う地域づくり
- 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり
- 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

対策のポイント

民生委員・児童委員の方々に、これまで以上に県や市町村と一体となって活動していただき、2,500人のマンパワーをそれぞれの地域で十分に発揮していただくこと。

平成25年度の取り組み

福祉委員さんの協力や見守り協定等があるから活動しやすくなったね



民生委員を支える福祉委員等制度



【民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり】

- 民生委員・児童委員活動費に対する助成
- ハンドブックを活用した活動
- 民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催
- 民生委員・児童委員を支える福祉委員等設置の促進
 - ・ 福祉委員や地域福祉サポーターなど民生委員を支えるサポーターの養成を推進する
- 「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」の推進
 - ・ 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、県民みんなが見守りサポーターとなるよう、取組みを進める
- 民生委員・児童委員活動の学校関係者への周知
- 民生委員・児童委員の一斉改選（3年に1度）の実施

【民生委員・児童委員に必要な知識・技術の習得】

- 民生委員・児童委員を対象とした研修の充実・強化
 - ・ 自殺対策や認知症高齢者など、複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、相談対応研修や活動ハンドブックを活用した研修

会長研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動ハンドブックを活用し、日々の見守り活動や相談への対応等実践活動に活かせる研修 ・ 相談対応研修や社会的な課題に対する知識の習得 ・ 傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトなど、地域のニーズに対応する、より具体的な研修への参加
中堅研修（委員2期目以上）	
新任研修（1年目・2年目・3年目）	
新 新任研修（主任児童委員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知市と共同での実施
ブロック別研修	

研修の充実でいるんな相談に対応できるね



○ 民生委員・児童委員の定数等（H24.10.1現在）（単位：人）

	定数	実数	調整中
高知市以外	1,715	1,699	16
高知市	745	723	22
合計	2,460	2,422	38

○ 活動

- ・ 生活保護、生活福祉資金などのセーフティネットに係る相談援助
- ・ 地域見守り協定による民間事業者と連携した安全・安心の見守り活動
- ・ 児童虐待等の早期発見や見守り支援
- ・ 悩みを抱えた人やひきこもりがちな人の相談支援
- ・ 災害時要援護者の把握等
- ・ あったかふれあいセンターの運営への参画 等

困ったときには相談してくださいね



○ 取り組み

	～H22	H23	H24	H25～
活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆H22～活動費補助いの拡充 ◆H22～活動ハンドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員と行政、社協との意見交換会の開催 ◆活動ハンドブックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員活動の学校関係者への周知 	
研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆H18～ブロック別研修会の開催（県内5ブロック） ◆H20～1年目研修の毎年度開催（任期途中に委嘱された方） ◆H22～新任研修の拡充（2年目・3年目研修の実施） ◆H22～ハンドブックを活用した研修 			<ul style="list-style-type: none"> ◆H24～新任主任児童委員の研修を開始
地域の見守り協定の締結と活動のPR	<ul style="list-style-type: none"> ◆H19～協定の締結 【H19.4】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知新聞社・高新会 ・ ㈱サンプラザ ・ こうち生協 ・ 高知マクルト販売 	<ul style="list-style-type: none"> 【H20.1協定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国電力㈱ 【H21.1協定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内161A・中央 【H22.1協定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知医療生協 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協定事業者の拡充（地域での各民児協と民間事業者との見守り） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆H21～県民児連・協定事業者との三者会の開催 		
		<ul style="list-style-type: none"> ◆H21～見守り協定ロゴマーク作成 ロゴマークを使用した活動ジャンパーの配布・活用 ◆H21～協定事業者にロゴマークのシール・バッジ等を配布 		



社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、**前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。**

<設置年月日>

・平成22年1月26日

<設置目的>

・高知県地域福祉支援計画に関する事項について審議するため

<委員数>

・11名

<支援計画の策定経過>

・平成22年1月26日

平成21年度高知県社会福祉審議会開催

知事から高知県地域福祉支援計画の策定について諮問 → 地域福祉専門分科会を設置

・平成22年5月31日

平成22年度第1回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催

高知県地域福祉支援計画基本事項、高知県地域福祉支援計画骨子（案）の協議

・平成22年8月30日

平成22年度第2回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催

高知県地域福祉支援計画基本事項、高知県地域福祉支援計画原案の協議

・平成22年9月27日

高知県地域福祉支援計画策定のための意見交換会の開催（6回）

～10月18日

・平成22年11月10日

平成22年度第3回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催

高知県地域福祉支援計画原案の協議

・平成23年1月17日

平成22年度第1回社会福祉審議会開催

高知県地域福祉支援計画（原案）の協議、パブリックコメントの実施決定

・平成23年1月26日

パブリックコメントの募集

～2月16日

・平成23年2月25日

平成22年度第4回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催

パブリックコメント募集結果報告（3名から計9件の意見をいただく）

高知県地域福祉支援計画原案の協議

・平成23年3月14日

高知県地域福祉支援計画（案）の答申（平成22年度第2回社会福祉審議会を開催予定であったが、東北沖大震災の対応のため中止）

・平成24年3月22日

高知県地域福祉支援計画を策定

都道府県地域福祉支援計画

【社会福祉法 第108条】

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項(※下記)を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

市町村地域福祉計画

【社会福祉法 第107条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項(※下記)を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）

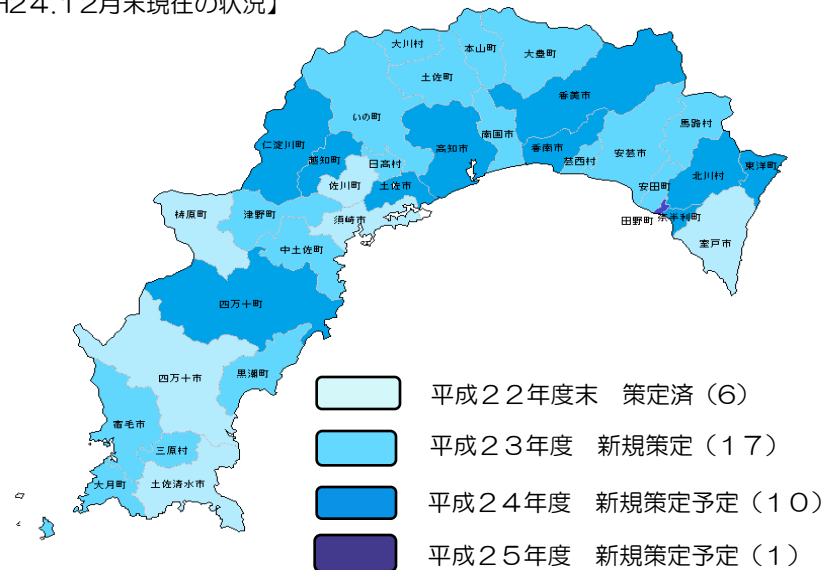
【地域福祉計画策定指針（H15.11全国社会福祉協議会）】

地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画を策定することが必要である

- 1 地域福祉活動への住民の参加促進
- 2 福祉サービスの開発や拠点の整備



各市町村地域福祉計画
【H24.12月末現在の状況】



《行政説明》
高知県地域福祉支援計画の進捗状況について



高知県地域福祉支援計画（概要）

第1章 計画策定の背景

はじめに

地域福祉とは、誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

高知県の現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 中山間地域の過疎化、高齢化の進行
- 地域の支え合いの力の弱まり

- ①福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応
- ②小地域での福祉活動（ふれあいサロンなど）の普及
- ③相互扶助活動の推進
- ④中山間地域での暮らしの確保
- ⑤児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応

など

第2章 計画の基本的事項

計画の目的

この計画の目的は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題などに対応した地域福祉を進める取組を支援することです。

地域福祉の方向性

- ◎安全・安心の地域づくりの推進
 - 新たな支え合いによる地域づくり
 - 安全で安心して暮らせる地域づくり
- ◎安全・安心の基盤づくりの推進
 - 福祉を支える担い手の育成
 - 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

計画の期間

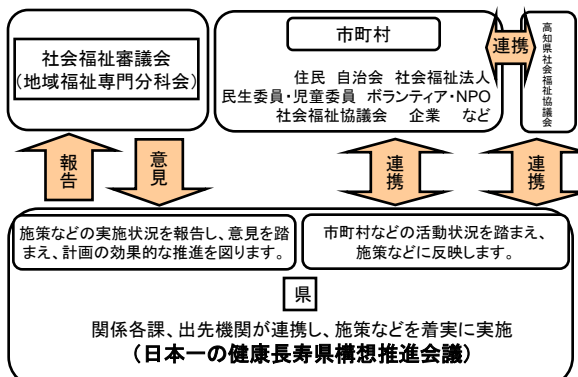
平成23年度から平成27年度までの5年間

計画の目標

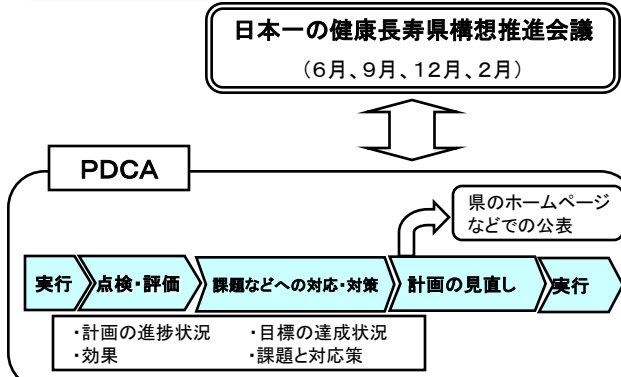
官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

高知型福祉の実現を目指して

計画の推進体制



計画の進行管理



第3章 計画の内容

安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

- ① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の活動の充実
- ② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動
 - ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり
 - イ 推進体制と実践活動、活動の評価
- ③ 小地域の福祉活動の推進
 - ア ふれあいサロン活動などの普及
 - イ 住民主体の介護予防の推進

(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

- ① 地域包括支援ネットワークシステムの構築
 - ア 市町村の相談窓口の機能強化
 - イ 保健・医療・介護・福祉などの連携による地域包括支援ネットワークシステムの構築
 - ・高齢者
 - ・障害者
 - ・児童
 - ウ 地域福祉拠点における活動の推進
 - ・住民への相談支援 など
- ② 自治組織などによる相互扶助活動の普及
 - ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
 - イ 自主防災の組織づくりと活動の促進
 - ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり

安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

(3) 福祉を支える担い手の育成

- ① 福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり
 - ア 福祉専門職の育成
 - イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成
 - ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及
- ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
- ③ 地域福祉活動を支える体制づくり
 - ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化
 - イ 高知県ボランティア・NPOセクターの機能強化
 - ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

- ① きめ細やかな相談支援の体制づくり
 - ・認知症サポーター、こころのケアサポーターなどの育成
- ② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
 - ・福祉サービス第三者評価事業
 - ・日常生活自立支援事業
 - ・運営適正化委員会
- ③ セーフティネット機能の充実と強化
 - ・生活福祉資金の貸付、生活保護

第4章 地域福祉のビジョンづくり

市町村の地域福祉計画の支援

市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の支援

地域アクションプランを一体的に策定



第5章 地域福祉の取組

事例1

～

事例12

高知県地域福祉支援計画 進捗状況

安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

現状及び課題	取組の方向	進捗状況	今後の取組																					
<p>【地域福祉計画等の推進】</p>	<p>○高知県地域福祉支援計画 H23年3月策定</p> <p>○市町村「地域福祉計画」 市町村が、地域の実情に応じて方向性を示し、必要な施策などを明らかにする社会福祉法第107条に基づく計画</p> <p>○市町村社会福祉協議会「地域福祉活動計画」 社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPOなどと福祉課題の解決に取組むための民間の活動・行動計画</p>	<p>○人口減少や高齢化の進行、生活課題が多様化している現状を踏まえ、地域福祉を推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を、「地域福祉アクションプラン」として一体的に策定</p> <p>○地域ごとに、行政や社会福祉協議会、地域住民がともに話し合い、地域の実情に応じた必要なサービスの確保や支え合いの仕組みづくりなどを、官民協働で策定し、実践されるよう取組を進める</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">具体的項目</th> <th style="width: 15%;">H22年度</th> <th style="width: 15%;">進捗状況 (24年10月)</th> <th style="width: 15%;">目標 H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉計画の策定(策定市町村数)</td> <td>6市町村</td> <td>33市町村策定予定(年度末)</td> <td>34市町村</td> </tr> <tr> <td>地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)</td> <td>7市町村社協</td> <td>32市町村社協策定予定(年度末)</td> <td>34市町村社協</td> </tr> </tbody> </table>	具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度	地域福祉計画の策定(策定市町村数)	6市町村	33市町村策定予定(年度末)	34市町村	地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)	7市町村社協	32市町村社協策定予定(年度末)	34市町村社協	<p>【地域福祉アクションプランの実践】</p> <p>○平成25年度には、県内全市町村で地域福祉計画が策定される予定</p> <p>○地域福祉アクションプランに基づき、地域の支え合いの再構築が推進されるよう、市町村や市町村社会福祉協議会が主体となって取組む活動を支援</p>								
具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度																					
地域福祉計画の策定(策定市町村数)	6市町村	33市町村策定予定(年度末)	34市町村																					
地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)	7市町村社協	32市町村社協策定予定(年度末)	34市町村社協																					
<p>(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進</p> <p>① 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の活動の充実</p>	<p>○全国に先行して人口の減少や高齢化が進展し、地域の支え合いの弱まり</p> <p>○本県の中山間地域等では、全国一律の縦割りの福祉サービスの基準では、子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれの利用者が少ないため、サービスが提供されにくい状況</p> <p>○住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らせるしくみづくりのため、平成21年度から、小規模でありながらも、必要な福祉サービスを提供できる小規模多機能支援拠点として「あったかふれあいセンター」の整備を推進。</p> <p>○平成24年4月現在で、27市町村35か所で実施</p>	<p>○あったかふれあいセンターの整備促進</p> <p>○「集う」を基本に、送迎サービス、訪問・相談活動などを充実強化。また、支援が必要な方を早期に発見し、早期に必要な支援やサービスにつなぐ「見守り支援ネットワーク」などの活動を推進</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">具体的項目</th> <th style="width: 15%;">H22年度</th> <th style="width: 15%;">進捗状況 (24年10月)</th> <th style="width: 15%;">目標 H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)</td> <td>30市町村(39か所)</td> <td>27市町村(35ヶ所)</td> <td>サテライトを含めて旧市町村単位の1か所以上</td> </tr> <tr> <td>地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)</td> <td>—</td> <td>26市町村(33ヶ所)</td> <td>すべての地域福祉の拠点</td> </tr> <tr> <td>地域福祉の拠点の職員体制の整備(地域福祉コーディネーター等の配置)</td> <td>—</td> <td>27市町村(35ヶ所)</td> <td>すべての地域福祉の拠点</td> </tr> <tr> <td>地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)</td> <td>—</td> <td>・地域支援ワーカー研修1回/年 ・地域福祉コーディネーター研修1回/年 ・スキルアップ研修2回/年(年度末)</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度	地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)	30市町村(39か所)	27市町村(35ヶ所)	サテライトを含めて旧市町村単位の1か所以上	地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	26市町村(33ヶ所)	すべての地域福祉の拠点	地域福祉の拠点の職員体制の整備(地域福祉コーディネーター等の配置)	—	27市町村(35ヶ所)	すべての地域福祉の拠点	地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)	—	・地域支援ワーカー研修1回/年 ・地域福祉コーディネーター研修1回/年 ・スキルアップ研修2回/年(年度末)	年1回以上	<p>【あったかふれあいセンターの機能強化】</p> <p>○市町村の地域福祉計画に地域福祉の拠点として、「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の機能に係る取組を推進</p> <p>○国への政策提言による新たな制度化の実現</p> <p>○福祉専門職や地域福祉の担い手が増え、地域の支え合い活動等が活発に行われている</p> <p>○あったかふれあいセンターと集落活動センターの融合した取組の推進</p>
具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度																					
地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)	30市町村(39か所)	27市町村(35ヶ所)	サテライトを含めて旧市町村単位の1か所以上																					
地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	26市町村(33ヶ所)	すべての地域福祉の拠点																					
地域福祉の拠点の職員体制の整備(地域福祉コーディネーター等の配置)	—	27市町村(35ヶ所)	すべての地域福祉の拠点																					
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)	—	・地域支援ワーカー研修1回/年 ・地域福祉コーディネーター研修1回/年 ・スキルアップ研修2回/年(年度末)	年1回以上																					

	現状及び課題	取組の方向	進捗状況				今後の取組																
<p>(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進</p> <p>②地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践計画</p>	<p>○住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが大きな課題</p> <p>○既存の制度や仕組みによる福祉サービスだけでなく、住民も参加した新たな支え合いとサービスの仕組みづくりが必要</p> <p>○また、地域課題やニーズに対応した仕組みづくりを進めていくためには、住民の支え合いの意識の醸成を図ることが重要</p> <p>○実践活動を定期的に評価・見直しをしていくことで、より地域の実情やニーズに応じた取組につなげていくことが必要</p>	<p>○あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心にして、官民協働で新しい支え合いの仕組みづくりを推進</p> <p>○生活課題に対応した生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりを進める</p> <p>○地域の現状や課題を住民と共有することで、支え合いの意識を醸成し、理解と協力を得るよう取組を進める</p> <p>○PDCAサイクルによる評価や計画の見直しなどを位置づけて、地域のニーズに対応した取組を進める</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1460 449 1757 512">具体的項目</th> <th data-bbox="1757 449 1902 512">H22年度</th> <th data-bbox="1902 449 2080 512">進捗状況 (24年10月)</th> <th data-bbox="2080 449 2220 512">目標 H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 512 1757 674">地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築 (運営協議会の設置)</td> <td data-bbox="1757 512 1902 674">—</td> <td data-bbox="1902 512 2080 674">26市町村 (33ヶ所)</td> <td data-bbox="2080 512 2220 674">すべての地域福祉の拠点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 674 1757 932">新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備 (生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地域の支え合いなどの仕組みづくり)</td> <td data-bbox="1757 674 1902 932">—</td> <td data-bbox="1902 674 2080 932">27市町村 (35ヶ所)</td> <td data-bbox="2080 674 2220 932">すべての地域福祉の拠点</td> </tr> </tbody> </table>				具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度	地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築 (運営協議会の設置)	—	26市町村 (33ヶ所)	すべての地域福祉の拠点	新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備 (生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地域の支え合いなどの仕組みづくり)	—	27市町村 (35ヶ所)	すべての地域福祉の拠点	<p>【地域福祉アクションプランの実践活動を支援】</p> <p>H25～26「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」の展開</p> <p>○住民同士がつながり、地域コミュニティの活動を活性化</p> <p>○地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」を構築し、たとえ一人暮らしであっても、地域全体で見守る地域づくりの推進</p>				
具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度																				
地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築 (運営協議会の設置)	—	26市町村 (33ヶ所)	すべての地域福祉の拠点																				
新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備 (生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地域の支え合いなどの仕組みづくり)	—	27市町村 (35ヶ所)	すべての地域福祉の拠点																				
<p>(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進</p> <p>①地域包括支援ネットワークシステムの構築</p>	<p>○高齢者や障害者、児童、ひきこもり状態にある方やその家族、住民の方々などから、保健や医療、介護福祉サービスなど各分野の相談窓口が対応</p> <p>○各分野の相談窓口が適切に対応していくためには、職員の専門性を高めていくとともに、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や、専門機関などとの情報共有や小地域ケア会議などを通じて機能強化を図る取組が必要</p> <p>○今後は、地域包括支援ネットワークシステムとして、柔軟に対応し、必要なサービスや支援につなげていく仕組みづくりが重要</p>	<p>○住民の相談に適切に対応するため、市町村の各分野の相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るため、研修や専門機関からのアドバイス、情報交換会などの取組を進める</p> <p>○地域のニーズを早期発見、早期対応していくため、地域包括支援ネットワークシステムの構築を進め、その活動内容を評価し、改善する仕組みも導入する</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1460 1100 1757 1163">具体的項目</th> <th data-bbox="1757 1100 1902 1163">H22年度</th> <th data-bbox="1902 1100 2080 1163">進捗状況 (24年10月)</th> <th data-bbox="2080 1100 2220 1163">目標 H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1163 1757 1421"><高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築 (要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)</td> <td data-bbox="1757 1163 1902 1421">—</td> <td data-bbox="1902 1163 2080 1421">1村</td> <td data-bbox="2080 1163 2220 1421">34市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1421 1757 1583">地域包括支援センター職員のスキルアップ</td> <td data-bbox="1757 1421 1902 1583">年2回</td> <td data-bbox="1902 1421 2080 1583">年4回</td> <td data-bbox="2080 1421 2220 1583">年3回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1583 1757 1736">認知症サポーターの育成(育成サポーター数)</td> <td data-bbox="1757 1583 1902 1736">10,225人</td> <td data-bbox="1902 1583 2080 1736">19,290人 (24年9月末)</td> <td data-bbox="2080 1583 2220 1736">20,000人</td> </tr> </tbody> </table>				具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度	<高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築 (要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	1村	34市町村	地域包括支援センター職員のスキルアップ	年2回	年4回	年3回以上	認知症サポーターの育成(育成サポーター数)	10,225人	19,290人 (24年9月末)	20,000人	<p>【小地域見守りネットワークの構築】</p> <p>○孤立死の防止や生活支援など、多様化する地域課題に対し、地域全体で取組む体制づくりを推進</p> <p>○「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」を通じて、「見守り」を地域全体で取組む「小地域見守りネットワーク」の構築を進める</p> <p>○定期的に話し合い、見守り状況の確認、ニーズを早期に発見することで、専門職を含めた「地域全体」で課題に対応</p>
具体的項目	H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度																				
<高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築 (要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	1村	34市町村																				
地域包括支援センター職員のスキルアップ	年2回	年4回	年3回以上																				
認知症サポーターの育成(育成サポーター数)	10,225人	19,290人 (24年9月末)	20,000人																				

安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

	現状及び課題	取組の方向	進捗状況				今後の取組
			具体的項目	H22年度	進捗状況(24年度見込み)	目標H27年度	
2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進 ②自治組織などによる相互扶助活動の普及 ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり	【市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定】 南海地震への対応など、災害時の要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など）への対策が喫緊の課題 災害時要援護者が避難する福祉避難所については、市町村の福祉避難所の指定が円滑に進むよう取組を進めていく 【要援護者に対する日常の見守り活動】 いざというときのためにも、日頃からの見守りや顔の見える関係づくりが、命を救う力につながる	【市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定】 市町村の防災関係部署と福祉・保健関係部署や社会福祉協議会などが連携し、避難計画を策定 民生委員・児童委員などの協力も得て災害時要援護者の把握と個人情報の収集を行い、台帳整備を進める 【要援護者に対する日常の見守り活動】 災害時要援護者支援連絡会議などの関係機関の話し合いの場づくりと、要援護者を日頃から見守る活動を進める	具体的項目	H22年度	進捗状況(24年度見込み)	目標H27年度	【市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定】 ○災害時要援護者の避難支援 南海トラフ新想定に対して、津波から逃げる方策の検討や、福祉分野だけでなく、保健・医療分野との連携、要援護者の方々のそれぞれの特性、また、発災以降の避難生活も想定した、中長期的な対策を推進
災害時要援護者台帳の整備（整備に着手した市町村数）	29市町村	34市町村	34市町村				
個別避難支援プランの策定（策定に着手した市町村数）	20市町村	34市町村	34市町村				
福祉避難所の指定（指定市町村数）	3市町村（5カ所）	18市町村（61ヶ所、延べ76ヶ所）	34市町村				

安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

	現状及び課題	取組の方向	進捗状況				今後の取組
			具体的項目	現状H22年度	進捗状況(24年10月)	目標H27年度	
(3) 福祉を支える担い手の育成 ①福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり	【ア 福祉専門職の育成】 ・福祉分野の専門職の育成・確保が非常に重要であり、より高い専門性とサービスの質が求められ、福祉専門職の資質の向上が必要 【イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成】 ・高齢者や障害者などが地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・介護の専門職が連携して、地域や要援護者の情報を共有し、地域福祉の視点を持って連携して支援を行うことが重要 【ウ 地域の担い手の育成】 ・住民の方々が地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動の普及などによる地域課題などの解決に向けた取組を進めることが必要	【ア 福祉専門職の育成】 ・高知県社会福祉協議会に福祉研修センターを設置して、研修の体系化による福祉専門職の段階に応じた研修を実施し、専門性の向上による質の高い福祉サービスの提供と、福祉専門職の確保育成を進める 【イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成】 ・地域支援を行う保健師と地域包括支援センター、社会福祉協議会と、ケアマネジャーや医療関係者などを対象とした研修会を実施 【ウ 地域の担い手の育成】 ・民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、事業者などをはじめ地域福祉の担い手を育成	具体的項目	現状H22年度	進捗状況(24年10月)	目標H27年度	【福祉研修センターの充実】 ○研修体系の確立と計画的な人材育成により、県内の福祉・介護人材の資質向上と育成を図る ○職場への効果的なフィードバックなど、研修を受講した者と事業所が、ともに研修成果を高める仕組みづくりに取組む
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成（段階に応じた研修の実施）	—	・地域支援ワーカー研修1回/年 ・地域福祉コーディネーター研修1回/年 ・スキルアップ研修2回/年（年度末）	年1回以上				
地域支援ワーカーの育成（育成ワーカー数）	—	154人	300人				

	現状及び課題	取組の方向	進捗状況	今後の取組												
<p>(3) 福祉を支える担い手の育成</p> <p>②民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり</p>	<p>○民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要援護者対策への取組などの地域福祉を推進する</p> <p>○児童虐待や高齢者の孤独死、悪質商法、自殺対策や防災対策など地域課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっている</p> <p>○民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が課せられており、地域の中で支援を必要とする人の情報が、適切な方法で提供されることが必要であるが、各市町村の個人情報の条例に基づく取扱いが異なることや、プライバシーの意識が高まる中で、個人情報の取扱いが過度に慎重となっているところもあり、民生委員・児童委員に必要な情報が得られにくく、活動に支障が出ている状況もある</p>	<p>○多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるよう広報・啓発活動などの取組を進める</p> <p>○民生委員・児童委員が地域福祉の拠点として活動を進めている「あったかふれあいセンター」の運営体制（運営委員会など）にかかわることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進める</p> <p>○民生委員・児童委員活動に、必要な個人情報が提供されるよう、市町村などの関係機関と連携して取り組む</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1670 422 1843 520">具体的項目</th> <th data-bbox="1849 422 1967 520">現状 H22年度</th> <th data-bbox="1973 422 2131 520">進捗状況 (24年10月)</th> <th data-bbox="2136 422 2255 520">目標 H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1670 525 1843 779">民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施（実施市町村数）</td> <td data-bbox="1849 525 1967 779">—</td> <td data-bbox="1973 525 2131 779">32市町村</td> <td data-bbox="2136 525 2255 779">34市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 783 1843 1098">民生委員・児童委員への研修の充実（段階に応じた研修の実施）</td> <td data-bbox="1849 783 1967 1098">各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年</td> <td data-bbox="1973 783 2131 1098">会長1回/年 中堅1回/年 新任8回/年 (年度末予定)</td> <td data-bbox="2136 783 2255 1098">各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	具体的項目	現状 H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度	民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施（実施市町村数）	—	32市町村	34市町村	民生委員・児童委員への研修の充実（段階に応じた研修の実施）	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	会長1回/年 中堅1回/年 新任8回/年 (年度末予定)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	<p>【民生委員・児童委員活動の充実】</p> <p>○民生委員・児童委員の方々が、自らのステージに応じて必要な知識・技術を着実に身につけることができるよう、研修の充実強化を図る</p> <p>○民生委員・児童委員をサポートする体制が各市町村に定着し、民生委員・児童委員の負担軽減が図られるよう、市町村等の取組みを支援</p> <p>○地域で民生委員・児童委員の活動が、より理解されるよう、広報・啓発活動を促進</p>
具体的項目	現状 H22年度	進捗状況 (24年10月)	目標 H27年度													
民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施（実施市町村数）	—	32市町村	34市町村													
民生委員・児童委員への研修の充実（段階に応じた研修の実施）	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	会長1回/年 中堅1回/年 新任8回/年 (年度末予定)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年													

《行政説明》
平成25年度の高知型福祉の主要な取組について



背景

- **地域の支え合いの弱まり**
以前は自然にあった近所の交流や、地域の活動が衰退し、地域の支え合いの機能が弱まっている
- **地域における生活課題の深刻化・広がり**
人口減少や高齢化が進む中、独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域では孤立を要因とする様々な生活課題が広がっている（移動手段や買い物、孤立死、ひきこもり等）

地域福祉を推進する基盤づくりの広がり

- ・地域福祉アクションプランの策定 33市町村が策定予定
- ・あったかふれあいセンター 27市町村35ヶ所
- ・114サテライトの展開
- ・福祉研修センターの設置

H21~H24 【第1ステージ】

こうち支え合いチャレンジプロジェクト

地域福祉の基盤づくりを、地域の支え合いの再構築に着実につなげていくため、
①住民同士がつながり、地域コミュニティの活動を活性化
②地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を、官民一体となって展開

H25~H26 【第2ステージ】

地域の支え合いの再構築の実現へ

H27~ 【第3ステージ】

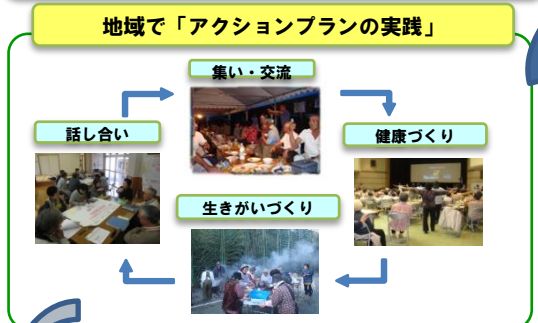
【地域防災力の向上】
地域コミュニティ活動の活性化や、見守りネットワークの構築で、いざという時も安心・安全な地域づくり



地域福祉アクションプランの実行により、地域の課題に対応

実行

① 住民同士がつながり、地域コミュニティの活動を活性化



隣近所の交流・活動から、地域のつながりを再構築することで、住民同士の声かけや、日常的な「見守り活動」の展開へ

住民相互の声かけや見守り活動



地域の防災対策との一体的な取組

自主防災組織を中心とした地域の防災対策と、一体的な取組み

地域に密着した「社協職員」や、「あったかふれあいセンター職員」が、地域の活動を支援

こうち支え合いチャレンジプロジェクト 事業費補助金

県内全域で、活動を継続・発展

現状
○地域福祉アクションプランが策定され、地域福祉の方向性が明確化されたが、計画の実現に向けて取り組むことが重要
○県民世論調査では、地域活動への参加意識は高いため、参加できる場づくりが必要（「参加したい」88.6%）

課題

- 県内全域で取組が広がり、継続・発展していくためのしくみづくりが必要
- 孤立死の防止や生活支援など、地域の課題は多様化しており、地域全体で取り組む体制づくりが重要

取組

- 地域福祉アクションプランで整理された「小地域」ごとに、地域福祉を推進する体制づくりを進める
- 「見守り」を地域全体で取り組む「小地域見守りネットワーク」の構築を進める

地域と専門職が協働して、安心・安全な地域づくり

市町村の推進体制 「地域福祉アクションプラン推進委員会（仮称）」

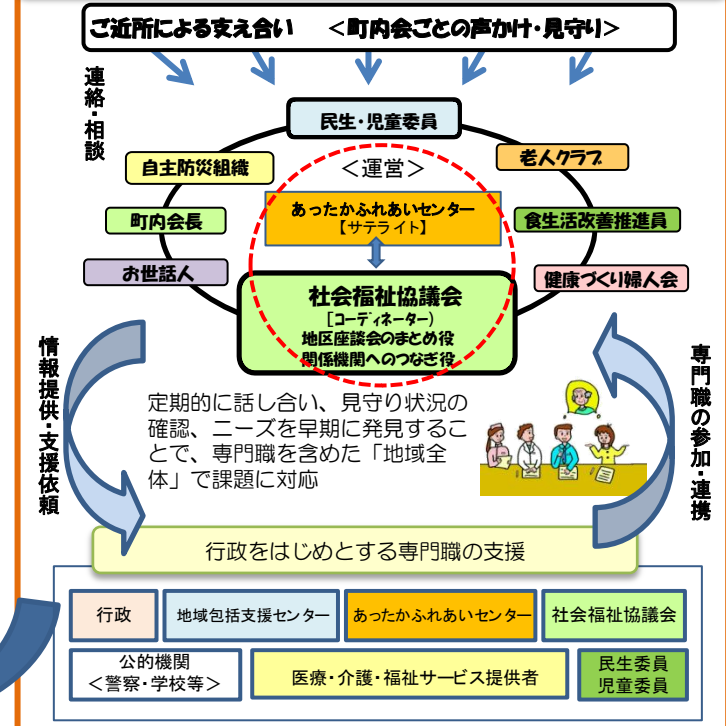
小地域ごとに「地域協議会（仮称）」など、地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉アクションプランについて、地区の代表・地域福祉の関係者の方々などが定期的に話し合う場づくりを支援

- ・それぞれの活動状況について
- ・地域間や関係者の協力・連携について
- ・課題解決に向けた新たな取組みについてなど

発展

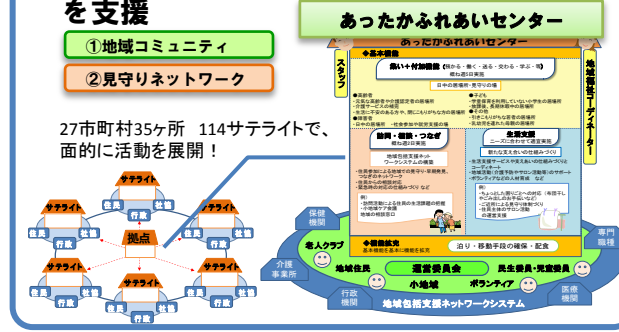
② 小地域見守りネットワークの構築



〇たとえ一人暮らしであっても、地域全体で見守る地域づくりを推進
〇住民同士がつながり、支え合う地域づくり

支援策

- アクションプランの実践活動を支援
- ◆県社協と連携し、市町村・市町村社協の取組を支援
 - ①地域コミュニティ
 - ②見守りネットワーク
- ◆「社協職員」「あったか職員」が、地域の活動を、きめ細かく支援
 - ①地域コミュニティ
- ◆こうち支え合いチャレンジプロジェクト 事業費補助金
 - ①地域コミュニティ
 - ②見守りネットワーク
- 人材の育成
- ◆地域を担う地域福祉サポーターの養成（住民の方々を対象）
 - ①地域コミュニティ
- ◆地域を支援する専門職の資質向上研修
 - ②見守りネットワーク
- ◆市町村・市町村社協職員を対象とした地域福祉の実践研修
 - ①地域コミュニティ
 - ②見守りネットワーク
- あったかふれあいセンターが支援
- ◆集いや訪問、相談活動を通じて、地域の実情に即した地域コミュニティの活動を支援
 - ①地域コミュニティ
 - ②見守りネットワーク



地域における認知症の人と家族への支援



課

これまでの取組

人材育成等の状況

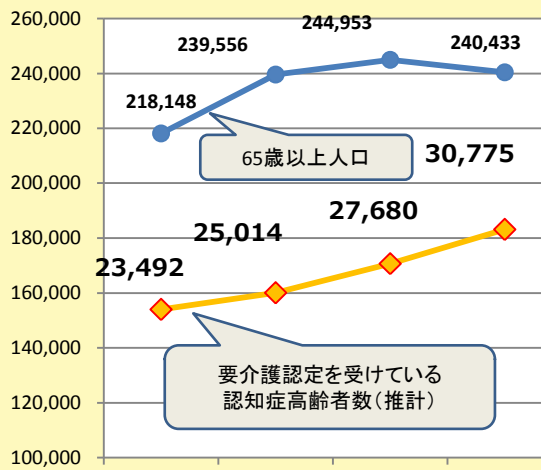
		H23 3月末	H24 3月末
キャラバン・ メイト数	高知県	981人	1,271人
	全国	56,840人	67,995人
サポーター 養成数	高知県	12,649人	16,823人
	全国	2,297,817人	3,009,947人
かかりつけ医 研修修了者	高知県	576人	736人
サポート医	高知県	14人	16人

- 認知症に関する正しい知識の普及
 - ・ 認知症サポーター等の養成
- 認知症高齢者を支援する人材の育成
 - ・ かかりつけ医、サポート医の研修
- 介護者への支援と相談体制の確立
 - 【コールセンター相談件数】
 - H22 306件 → H23 422件
- 認知症の早期診断・早期対応
 - ・ 認知症疾患医療センターの設置
- 高齢者虐待防止など権利擁護の取組推進

現状及び課題

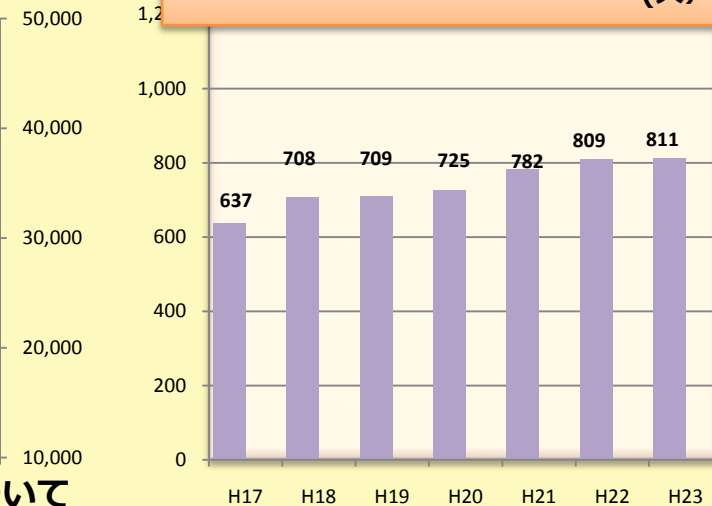
- 高齢化の進行に伴い、今後認知症高齢者の急激な増加が見込まれる。

認知症高齢者の推計(人)



【高知県】

認知症疾患による精神科病院入院者(人)



- 認知症の正しい知識や早期発見についてさらなる普及啓発
- 介護家族の悩み相談や交流の場など負担軽減への支援
- ご本人や家族がかかりつけ医に相談しやすいしくみが必要
- 認知症疾患医療の充実
- 認知症専門医の不足

- 早期発見・対応のための医療・介護の連携体制の構築
- 身体合併症などがある場合の対応
- 介護従事者のさらなる資質向上
- 成年後見制度など権利擁護についてのさらなる普及啓発

県内の学会認定専門医 9名



今後の取組

		～H24	H25	H26	H27～
地域 介護家族の負担軽減と安心して生活できる地域づくり	認知症に関する正しい知識の普及		キャラバンメイト・サポーターの養成(H20～)	広報・啓発	新たなパンフレットの作成→さらなる啓発
	介護家族の負担軽減のための支援		コールセンターの設置(H21～)	介護家族等を対象とした交流会や講演会の実施	介護家族支援スキルアップ研修の実施
医療 身近な地域で早期発見・治療ができる体制の整備	認知症疾患医療の充実		中央圏域に「基幹型」認知症疾患医療センターを設置	中央圏域に地域型認知症疾患医療センターを設置	他の圏域に地域型認知症疾患医療センターを設置
	医療と介護の連携体制の構築		専門医の養成	新 「こうちオレンジドクター」登録制度	研修の実施 拡 かかりつけ医認知症対応力向上研修の充実
	身体合併症等への対応		新 地域連携クリティカルパスの作成	拡 地域ごとに連携のための連絡会等を実施	新 一般病院の医療従事者への研修の実施
介護 安心して介護サービスが受けられる体制の整備	認知症の人を支える人材の育成		拡 一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施	介護実践者研修等の実施	拡 フォローアップ研修の実施
	介護サービスの充実・確保			施設等の整備	
若年性認知症の人への支援			H25年度は意見交換会を実施	新 若年性認知症の方と家族への支援	
高齢者の権利擁護の推進					相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発



H25年度は意見交換会を実施

身近な地域で認知症の早期診断と日常診療が継続できるよう医療体制を整備し、住みなれた地域での生活を支援できるよう医療と介護の連携体制を構築します。

認知症医療の充実・強化

認知症疾患医療センターの設置

- ◆**基幹型認知症疾患医療センターを中央圏域に設置**
 - ・県内の認知症医療の拠点として、地域型のセンターやその他の医療機関を支援します。

- 【**拡**】**地域型認知症疾患医療センターを全ての圏域に設置**
 - ・身近な地域で認知症の専門医療を受けることができる体制を整備します。



専門医の養成

- ◆高知医療再生機構の補助制度を活用し、専門医資格の取得の支援を行います。

学会参加経費、書籍・文献購入、県外講師によるセミナー等

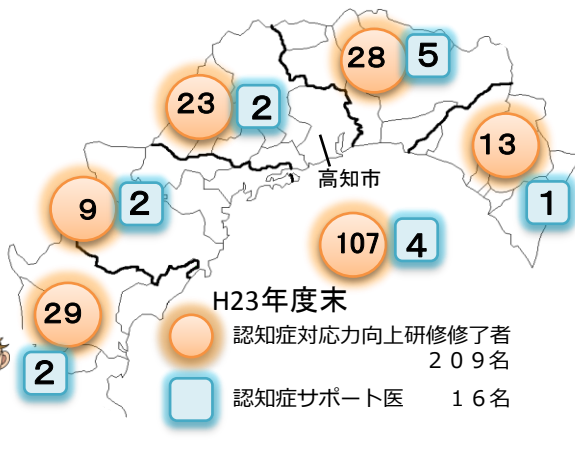
認知症対応力の充実・強化 ～かかりつけ医・サポート医・歯科医師～

- 【**新**】**「もの忘れ・認知症相談医(こうちオレンジドクター)」登録制度**
 - ・認知症対応力向上研修を修了した医師等を「こうちオレンジドクター」として登録し、認知症について相談しやすい体制をつくります。
 - ・ポスター・ステッカー等を作成し、制度の周知を図ります。



- 【**拡**】**「認知症対応力向上研修」の充実・強化**
 - 認知症の早期発見、日常診療や家族への助言などを行うかかりつけ医を対象に研修を行います。

かかりつけ医・サポート医の圏域別人数



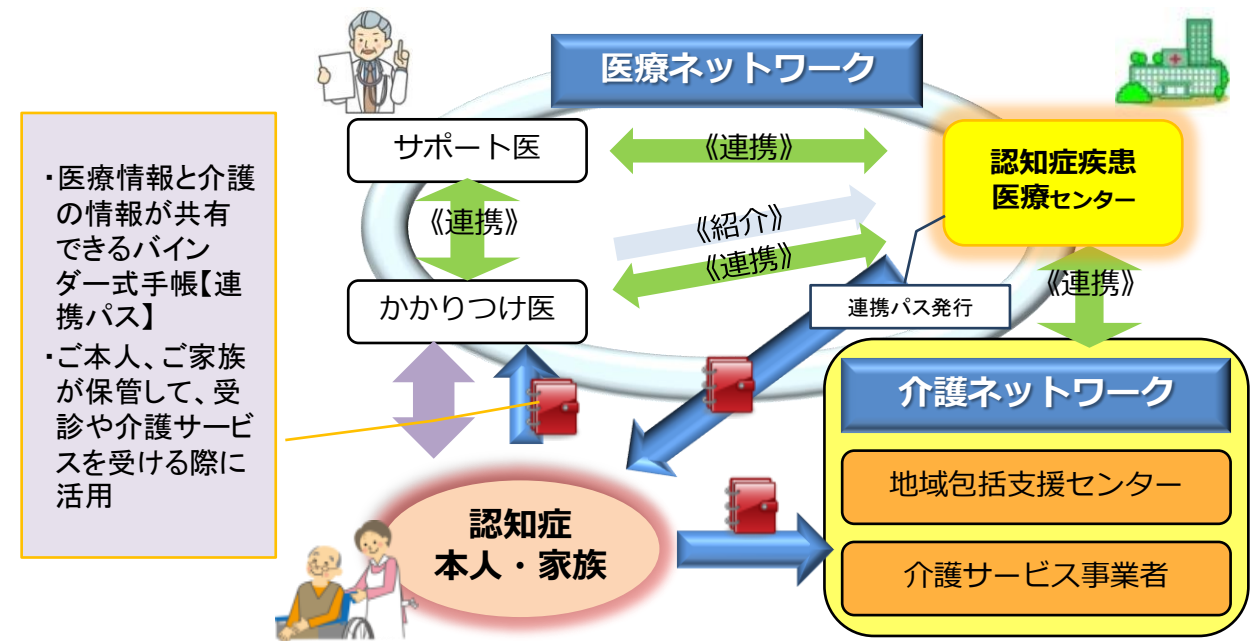
- ◆**認知症サポート医の養成**
 - かかりつけ医に助言等の支援を行うサポート医の養成を進めます。

- ◆**歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修**

医療と介護の連携体制の構築

【**新**】認知症地域連携クリティカルパス

- ◆医療と介護の関係機関が連携し切れ目なく支援を行うための連携パスを作成し、認知症のご本人及び家族への関係者の連携支援体制を拡げていきます。



【**拡**】地域ごとの連携の推進

- ◆医療と介護の関係者による連絡会・研修会の開催
 - 関係者同士の「顔の見える関係づくり」を行い、地域で認知症のご本人と家族を支える円滑な連携体制を構築します。



身体合併症等への対応

- 【**新**】**一般病院勤務の医療従事者を対象とした認知症のケア等に関する研修**
 - 身体疾患の合併等により手術や処置等で入院が必要となった認知症の方への適切な対応等について研修します。

- 【**拡**】**一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会**
 - 認知症の方の救急・急性期の身体疾患の治療が円滑に行われるよう連携を進めます。

認知症の人と家族が地域で安心して暮らすために、介護サービスの整備や地域でしっかりと支える体制づくりに取り組みます。

介護家族の負担軽減と安心して生活できる地域づくり

認知症に関する正しい知識の普及

- ◆認知症サポーター養成研修の実施
 - ・銀行や商店などの方に「認知症サポーター」になっていただき、認知症の人と家族を地域で見守る体制づくりを推進します。
- ◆認知症キャラバン・メイトの養成
 - ・認知症サポーター養成講座をより身近な地域で受けていただけるよう講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」の養成にも取り組みます。



まちのみんながサポーター

- ◆広報活動
 - ・認知症に関するパンフレットを見直すなど、様々な媒体を利用して広報していきます。



介護家族の負担軽減のための支援

- ◆認知症コールセンターの設置
 - ・認知症の人や家族が気軽に相談できる窓口として、認知症コールセンターの設置・運営を行います。

【電話】088-821-2818
月曜から金曜 10:00~16:00
(祝日、年末年始を除く)

ひとりで
悩まないで



- ◆介護家族の交流の場づくり
 - ・介護家族が、悩みを相談し交流できる場をつくるため、交流会や講演会を開催します。

- ◆介護家族スキルアップ研修会の実施
 - ・居宅サービスを提供する介護従事者を対象に、介護家族の支援を含めた認知症ケアについての研修を実施します。



安心して介護サービスが受けられる体制の整備

認知症の人を支える人材の育成

- ◆認知症介護実践者研修の実施
 - ・介護施設等の介護従事者に対して、認知症ケアに必要な知識や技術を身につけるための実践者研修を実施します。
 - ・集合研修だけでなく、介護現場に出向いて行うフォローアップ研修を試行的に実施します。

➡ 研修の充実・強化に向けて、研修指導者と専門家と共に検討します。



介護サービスの充実・確保（再掲）

- ◆施設等の整備
 - ・地域の実情に応じたサービスが提供できるよう施設等の整備に取り組みます。

➡ H24~26年度 認知症高齢者グループホーム 201床整備 等

高齢者の権利擁護の推進

- ◆高齢者の権利擁護研修会の実施
 - ・広く県民の方を対象として、高齢者の権利擁護のための研修会を実施します。
- ◆「成年後見制度」の利用促進
 - ・制度の利用促進に向けて、普及啓発のための講演会や相談会を実施します。
- ◆相談窓口（シルバー110番）の設置
 - ・高齢者の悩みや生活の困りごとなどについての相談窓口を設置し、高齢者の尊厳ある生活を支援します。

【電話】088-875-0110
一般相談 9:00~16:00
毎日（第2日曜・祝日・年末年始を除く）
専門相談(法律) 13:00~15:00
毎週木曜（あらかじめ予約が必要）

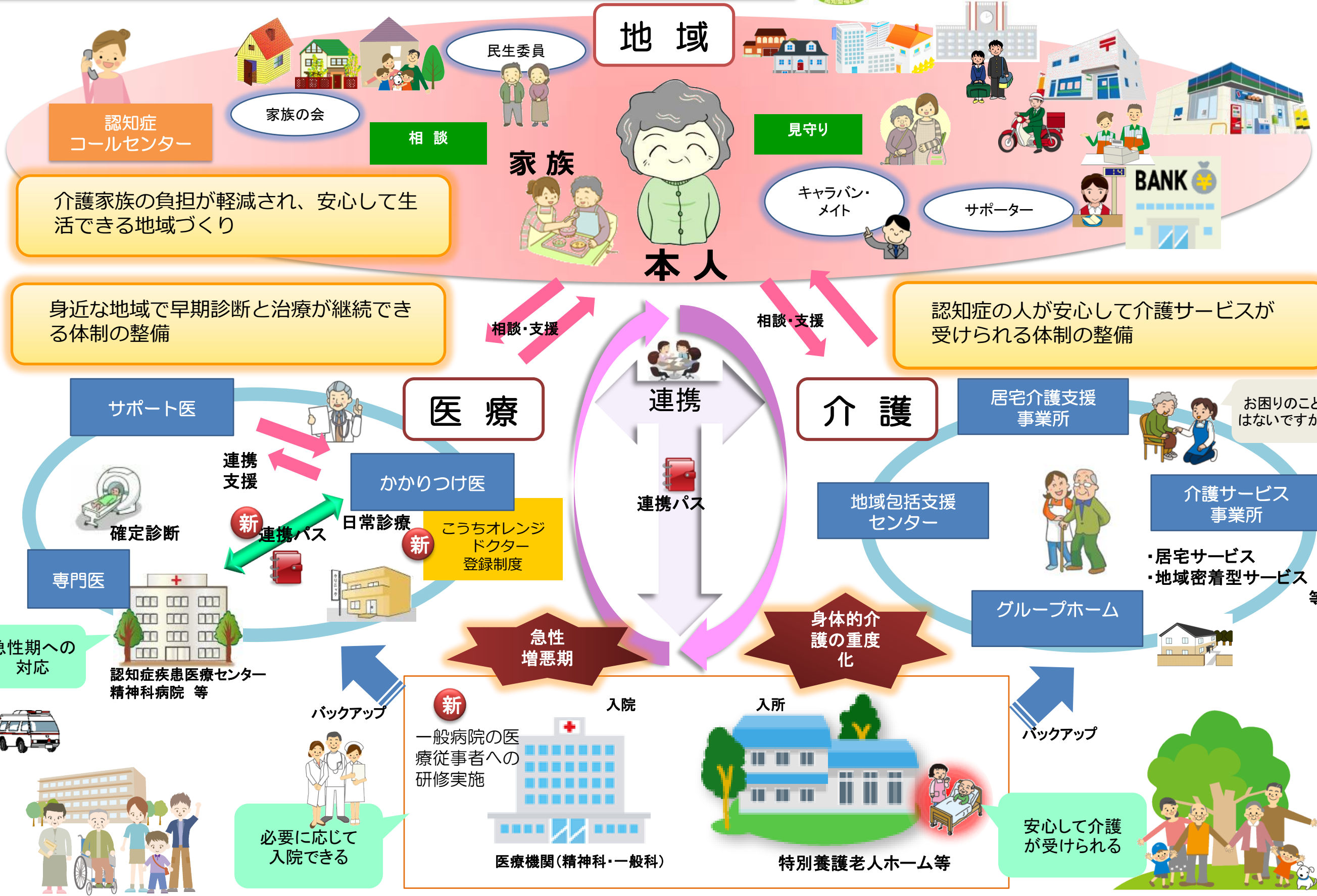


新

若年性認知症の方と家族への支援

- ◆若年性認知症の人の意見交換会の実施
 - ・若年性認知症のご本人、家族が交流できるよう意見交換会を実施します。





病気になったら

急性期病院

救急・手術など高度医療

7対1(2,858床) 10対1(2,638床)

県内病院数:47
(7対1:14機関、10対1:33機関)
床数:5,496
(H24.5.1時点)

課題

- ・ 病連携で次の病院につなぐ。
- ・ しかし、郡部では、受け手の病院が無い場合もある。

亜急性期・回復期
リハビリ病院

退院に向けた集中リハビリ

県内病院数:19
床数:1,045
(H24.5.1時点)

(13対1、15対1)
県内病院数:15
床数:574
(H24.5.1時点)

退院前カンファレンスの実施

- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ ケアマネジャー
- ・ 介護事業所
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 本人、家族

多職種による退院調整

課題

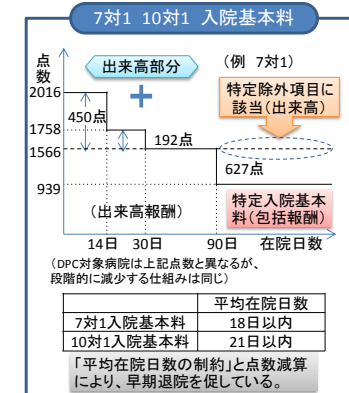
- ・ 短時間かつ質の高いカンファレンスの運営方法の技術修得が必要。

患者の医療依存度が高く、さらに長期療養が必要であれば...

医療療養病床

県内病院数:75
床数:3,928
(H24.5.1時点)
平均在院日数:167日(H23年)

入院に係る診療報酬体系



入院に係る診療報酬体系

回復期リハビリテーション病棟入院料

対象疾患により60日から180日の入院日数制限あり

対象患者例
・ 大腿骨頸部骨折 脳梗塞など

例)
回復期リハビリテーション病棟入院料2:1761点(包括報酬)+リハビリ部分は出来高

支援策(例)

- ・ 退院支援担当者の配置
中央西地域包括ケア構築事業 (医療)
カンファレンス実施回数 H21:78回 → H23:170回
- ・ 多職種間の顔の見える関係づくり
土長医師会による退院支援事例検討 (高齢)
事例検討会回数 H21:2事例 → H23:5事例
- ・ **医療従事者へのカンファレンスの質向上研修** (医療)
平成24年度から地域リーダー研修開始
- ・ 在宅医療連携拠点事業
渭南病院を中心とした多職種連携 (医療)
在宅医療拠点を設置し関係機関と連携

在宅復帰 or 施設入所

入院に係る診療報酬体系

療養病棟入院料(医療療養病棟)

(例 療養病棟入院料1) 20:1配置(医療区分2・3が8割以上)

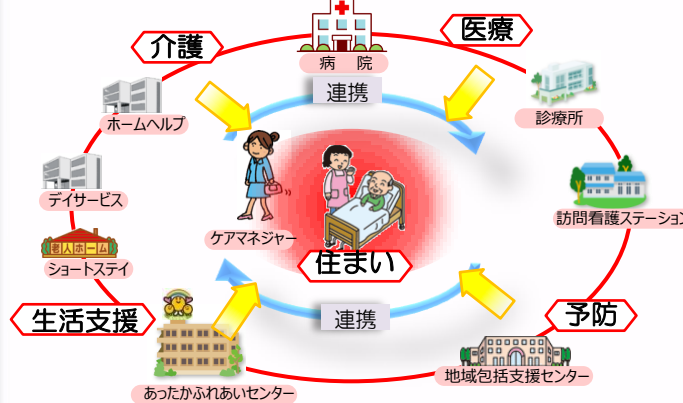
	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL区分3	945点	1380点	1769点
ADL区分2	898点	1353点	1716点
ADL区分1	796点	1202点	1435点

患者の疾患・状態による医療区分とADL(日常生活動作)によって、点数が決まる。
3が最も状態が重く、医療区分1の患者は介護療養病床や介護施設、在宅へ移行。

退院したら

在宅ケア

- ・ 家庭介護力がある。
- ・ 本人の身体状況に応じた在宅サービスが地域にある。



課題

中山間地域など条件不利地域では、十分なサービスが受けられないことがある。

施設ケア

- ・ 独居で介護度も重いなど、家庭での療養が困難な方。

(入所の例)

- ・ 胃ろう、たん吸引が必要で寝たきり

→介護療養病床

2,225床(H24.9末)
※要介護者千人当り床数全国1位

- ・ 病状は安定しているが、身体、家庭、所得等の状況により在宅介護が困難

→特別養護老人ホーム

3,783床(H24.11末)

課題
在宅の特養入所待機者数:589人
(平成23年11月末時点)
3,703床(H24.3末)→4,390床(H27.3末見込) +687床

- ・ リハビリを受けつつ在宅復帰を目指す

→介護老人保健施設

2,164床(H24.11末)

- ・ 認知症で家庭介護力が不足

→グループホーム

2,207床(H24.3末)→2,408床(H27.3末見込) +201床

特養、グループホーム888床増

取組

- ・ **中山間地域介護サービス確保対策で訪問看護を支援する市町村の拡大** (高齢)
H24:5市町村 → H25:11市町村見込み
- ・ **在宅医療に係る機関のグループ化により24時間対応できる体制を強化** (医療)
訪問診療医療機関・H24:151
急変時受入医療機関・H24:41
- ・ 訪問看護ステーションへの技術的コンサルテーション、相談対応や、訪問看護師の技術向上のための研修 (高齢&医療&健対)
相談対応件数・H22:78件 → H23:108件
- ・ ケアマネに対する訪問看護サービスの理解促進研修 (高齢)
研修参加者数・H23:115名 → H24:準備中
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスやショートステイの整備 (高齢)
ショートステイ整備床数・H24~H26で約300床
- ・ 住宅のバリアフリー化促進 (高齢)
中山間地域で156名の2級介護員養成(H23~) (高齢)
- ・ 看護職の確保、訪問薬剤師の育成 (医療&医事)
看護師養成奨学金貸与者への県内就職へのアプローチ強化 (奨学金新規・H23:27人 → H24:42人)
- ・ 在宅医療について県民や医療従事者の理解促進 (医療&健対)
地域医療フォーラム開催(H23は約300名参加)
がん自宅死亡率・H23:6.7% → H28:10%

取組

- ・ 第5期介護保険事業(支援)計画による特別養護老人ホーム、グループホーム等の増床 (高齢)

目指す姿

- ・ 本人の実情に応じたケア体制の整備
- ・ 急性期、回復期の医療機関から、どこへ退院するときも、適切なカンファレンスが行われている。
- ・ 県内どこでも、必要に応じて在宅医療、在宅介護サービスが選択できる環境が整っている。
- ・ 特別養護老人ホームやグループホームでのサービスが必要な人が、円滑に入所できている。

※急性期や回復期リハ等の一般病床、療養病床ともに人口10万人当りの病床数は全国1位



現状と課題

平成11年に相談機能等を再編し、療育福祉センターを設置

障害の種類を問わず総合的に相談に応じ、早期療育の支援を行うことなどを目的に、各機関を統合し、障害のある子どもの相談・判定・医療・施設機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置

以後、子どもに関する相談は
障害相談⇒療育福祉センターで対応
養護、児童虐待、非行相談など
⇒中央児童相談所で対応



【H10年度まで】

（高知市大津）

- 中央児童相談所 一時保護所
- 知的障害者 更生相談所
- 中央身体障害者 更生相談所
- 難聴幼児通園センター（難聴幼児通園施設）

（高知市若草町）

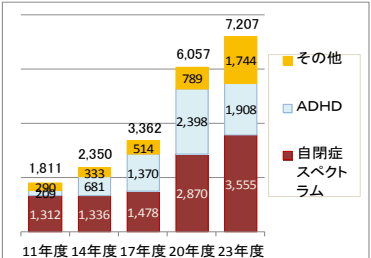
- 子鹿園（肢体不自由児施設）
○病院（整形外科・精神科）
○入所（58床）、短期入所
○リハビリテーション

（四万十市）

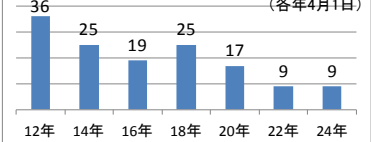
- 幡多身体障害者 更生相談所

発達障害者支援の取組を充実

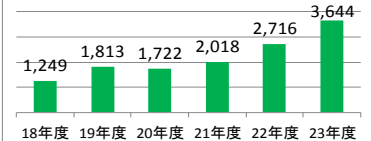
療育福祉センター（発達障害延受診者数）



療育福祉センター入院児童数の推移（各年4月1日）



療育福祉センター短期入所等延利用日数



【現在】

（高知市大津）

- 中央児童相談所 児童虐待対応チーム（H21年設置）
- 一時保護所
- 児童支援ホーム（H12年設置）

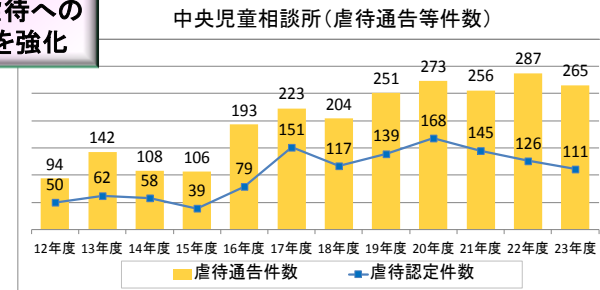
（高知市若草町）

- 療育福祉センター
- 中央児童相談所（障害相談部門）
- 身体障害者更生相談所
- 知的障害者更生相談所
- 診療所
○外来診療（整形外科・精神科・小児科）
○入院（19床）短期入所
○リハビリテーション
- 医療型児童発達支援センター（肢体不自由児通園） H21年開始
- 児童発達支援センター（難聴児通園）
- 児童発達支援センター（自閉症児通園） H18年開始
- 発達障害者支援センター H18年設置
- 高知ギルバーク発達神経精神医学センター H24年設置

統合

H21年有床診療所へ転換 58床→19床

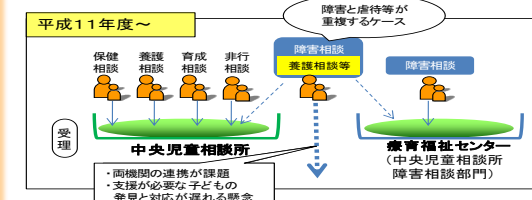
児童虐待への対応を強化



主な課題

両機関の関係

- 児童虐待や養育困難、非行などの問題に発達障害や知的障害などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑多様化しており、さらに両機関の連携を強化し対応する必要がある。
- しかし、現在の組織体制では、職員同士が共通の目的意識を持って、情報の共有や連携をすることが十分できない。



療育福祉センターの医療部門

- 入院児童数は、在宅志向の高まりなどから減少傾向にあるが、短期入所の利用は年々増加している。

療育福祉センターの障害児施設部門

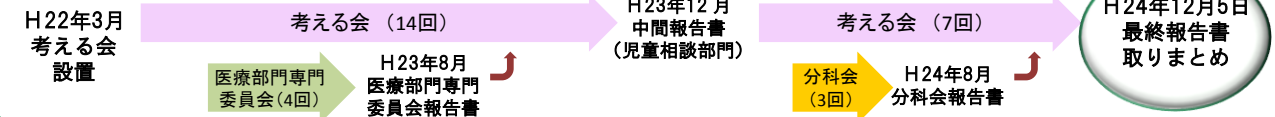
- 3つの通園施設のうち、自閉症児通園は利用児童数が多いが、難聴児と肢体不自由児の通園は利用児童数が少ない。

両機関の建物

- 療育福祉センターの本館は昭和49年度の建築、また中央児童相談所の本館等は昭和55年度の建築であり、老朽化が著しく、耐震基準を満たしていないため、南海地震に備え、安全確保の対策が急がれる。
- また、一時保護所は、施設の狭隘化から、非行の子どもと虐待を受けた子どもを一緒に処遇するなどの混合処遇の問題が生じているほか、就学前の児童の受け入れスペースや夜間緊急保護スペースがない。

『今後のあり方を考える会』での検討経過

利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、保護者をはじめ、医療・福祉・教育等の有識者による「今後のあり方を考える会（委員15名）」で、両機関の『ありたい姿』を検討



今後のあり方

両機関の関係

子どもの相談窓口は中央児童相談所に一元化

- 複雑多様化する児童問題に複眼的な視点に立って対応するため、療育福祉センターの障害相談機能を中央児童相談所に統合し、相談窓口を一元化する。
- 児童虐待をはじめとする各種の児童問題と発達障害や知的障害などが密接に関係しているケースなどには、両機関が連携して的確に対応する。
- 中央児童相談所に、障害の有無に関わらず、子どもに関するあらゆる相談を一元的に受け付ける総合相談窓口を設置する。
- 療育福祉センターでは、医師や心理士、ソーシャルワーカーなどの専門職がチームでケアやソーシャルワークを行う。

両機関が有機的に連携し、互いの専門的な機能を高めることで、相乗効果を発揮し、児童虐待や発達障害など、子どもに関するすべての相談支援機能を抜本的に強化する。

療育福祉センターの医療部門

- 入院機能については、手術後の集中的なリハビリテーションやペルテス病など通院治療が困難な小児整形外科的疾患の治療などを行う機能は、療育福祉センターが県内で唯一の専門機関であることから、引き続き役割を担う。
- 短期入所については、医療型短期入所事業所が県内に4か所しかなく、サービス提供基盤が十分でないため、療育福祉センターにおいても対応が必要。

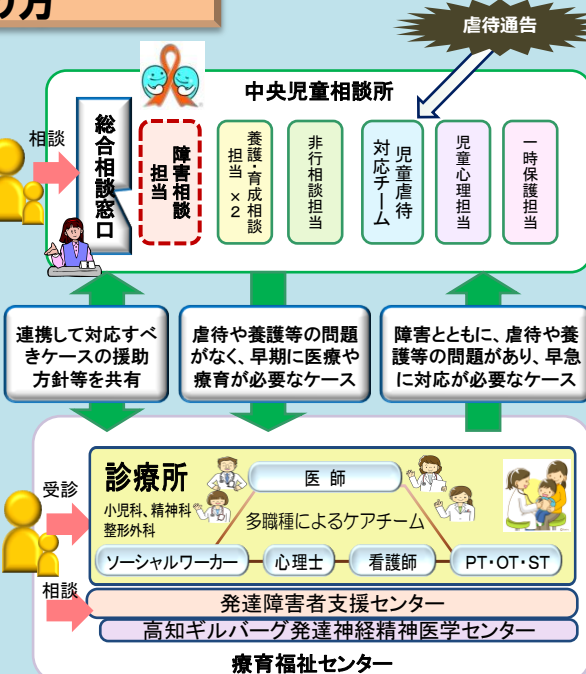
療育福祉センターの障害児施設部門

県立の機関として、民間で可能なものは民間に委ねるという考えのもとで検討

- 難聴児通園は、高度の専門性が求められ、民間の参入が見込めないため、高知ろう学校幼稚部との連携・役割分担を図りつつ、存続。
- 肢体不自由児通園は、新たに医療型の通園施設を行う事業所がないため、当面、存続。
- 自閉症児通園は、人材育成や支援方法の確立に向け、民間事業所の先導的な役割を担う必要があるため、当面、存続。

施設整備

- 両機関が総合的な施設として相談に応じ、さらに、子どもや保護者のニーズに迅速に対応し、また、それぞれの機能をうまく連携させ、より効果的な支援を行っていくためには、**両機関が同一の建物の中にあることが望ましい。**
- 老朽化が著しい両機関の建物は、早期に耐震性の高い建物に改築する必要があり、利用者の利便性や改築に要する費用の面からも、**同一の場所にて合築することが合理的。**



立地場所

- ・利用者の利便性
- ・地震時の津波浸水に対する安全面
- ・一定規模の敷地面積

総合的に判断して現在の療育福祉センター（高知市若草町）の敷地での整備が適当

施設整備のスケジュール（案）	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
基本構想	→				
基本設計		→			
実施設計			→		
建設工事				→	

現 状 ・非行率の減少率(H19→H23)が全国平均と比較すると小さい(高知県:△14% 全国:△24%)
 ・刑法犯少年のうち万引きで補導・検挙される少年の割合が高い
 (H19:32% H20:37% H21:32% H22:37% H23:41%)

課 題 ・万引きが犯罪であることの意識が低い子どもや親がいる
 ・携帯電話やインターネットの使用により非行に巻き込まれる子どもの増加

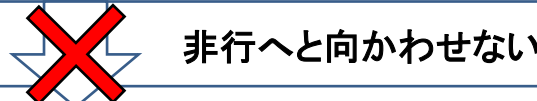
今後の取組み

- ①子どもの規範意識を高める学級経営を進め、万引き等の問題行動を未然に防ぐ
- ②携帯電話やインターネットの使用に関する危険性を周知し、子どもを犯罪や非行から守る
- ③学校全体で組織的な生徒指導に取り組み、非行防止を進める
- ④主任児童委員等の見守り等により、子どもを非行に向かわせない家庭環境をつくる
- ⑤マスコミの活用等により、子どもや親、県民への万引き防止の啓発を図る

- 子ども対象**
- 非行防止教室(警) 小中高校で実施(H23:小215校,中120校,高32校)
 - 親と子の絆教室(警) 幼稚園、保育園の親子を対象とした非行防止教室(H23:174園)
 - 中学生サミット(警) 非行での生徒による話し合い(H23:高知市内の中学校25校50名)
 - 親育ち支援啓発事業(教) 保育所や幼稚園の保護者を対象とした講話や子育て相談等(H23:51回)
- 学校環境**
- 心を耕す教育の総合的な推進(教) 発達段階に応じたキャリア教育、読書活動や道徳教育、体験活動等の推進
 - 小中県立学校PTA支援(教) PTA・教育行政合同研修会、PAT研究大会
 - 放課後子どもプラン(教) 放課後の子どもの安全・安心の居場所づくり 地域の人々との交流
 - 高P連育成員制(教) 高校生の健全育成のための教育活動、生活環境浄化活動
 - 温かい学級づくり応援事業(教) 学級づくりリーダーの養成(H23~25で180名養成)
- 家庭・地域環境**
- 携帯電話のフィルタリングの推進(警) 携帯電話のフィルタリング推進について事業者への協力依頼
 - 防犯ボランティア活動の推進(文) 登下校時の見守り活動等
 - 青少年の健全育成の推進(福) 青少年育成高知県民会議への支援、青少年の非行・被害防止強調月間【7月】子ども・若者育成支援強調月間【11月】
 - 店舗への防犯啓発(警) コンビニ等の店舗への防犯啓発
 - 青少年保護育成条例による規制(福) 青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境等の規制

- 新** ①学級経営ハンドブックの作成(教) 学級運営のハンドブックを作成、児童生徒の規範意識を高め、問題行動を未然に防ぐ学級経営を推進
- 新** ①万引き防止リーフレットの作成(福) 小中学生、保護者向けリーフレットを作成し、教育委員会(指導案の作成)と連携して、児童生徒へホームルーム等で活用 保護者には学期末面談等を通じて直接配付、また、警察が行う「親と子の絆教室」や「非行防止教室」でも活用
- 新** ②親子で考えるネットマナー事業(教) 小中高、特別支援学校の児童生徒、保護者向けリーフレットによる周知、啓発
- 新** ③志育成型学校活性化事業～高知 夢いっぱいプロジェクト～(教) 中学校の学校経営の中で、こどもの自尊感情や自己有用感の向上を図るため、学校全体で組織的な生徒指導を実践(H25:6校、H26~:12校)
- 新** ③学校改善プランに基づく生徒指導推進校支援事業(教) 生徒指導推進校に生徒指導推進員を配置し、学校改善プランに基づく組織的な生徒指導を推進(H25:12校、H26~:12校)
- 新** ④主任児童委員等との連携(福) 各小学校で行う就学時健康診断等の機会をとらえ、主任児童委員等による保護者との関係づくりや地域で見守り活動
- 新** ⑤マスコミを活用した万引き防止啓発(福) テレビスポットを製作し、集中的な放送による広報

非行の入口にいる少年 約4,000人(推計)



非行へと向かわせない

現 状 ・不良行為のうち深夜徘徊で補導される少年が多い(H23:3,632人)
 ・刑法犯少年のうち14歳未満の割合が高い(全国:18% 高知県:27%)

課 題 ・非行の常習化の食い止め
 ・深夜徘徊をする少年への対応
 ・小学校からの対策の強化

今後の取組み

- ①教員OB等の人材を活用した生徒指導の強化等を図り非行の入口にいる少年を非行に向かわせない
- ②非行問題に関わる関係課で非行防止ネットワーク(仮称)を立ち上げ、深夜徘徊少年等への効果的な対策を検討する
- ③小学校からの生徒指導の強化を図ることにより、子どもが非行に向かわない学校環境をつくる
- ④スクールソーシャルワーカーを増員し、家庭への支援体制の充実を図る

- 子ども対象**
- 心の教育アドバイザーの配置(教) 高等学校に配置(H24:23校)
 - 生徒支援コーディネーターの配置(教) 高校において、チームによる組織的な支援を行うコーディネーター(10校10人)
 - スクールサポーターの集中運用(警) 繁華街や公園の見回り、学校周辺の安全対策(H24:県下の警察署に16名)
 - 補導教員・補導専門職員の配置(教) 少年補導センターへの支援(福) 少年補導(育成)センターに配置(補導教員:14市町19名 補導専門職員:7町村7名) 職員を配置していない5町村への財政支援
- 学校環境**
- 生徒指導主事会(教) 中学校や高等学校・特別支援学校の担当者会
 - 薬物乱用・喫煙防止対策(教) (薬物乱用H23:小89校、中67校、高23校)(喫煙防止H23:小163校、中103校、高41校、特別支援8校)
- 家庭・地域環境**
- 学校・警察連絡制度(警・教) 警察と学校との補導事案等に関する情報提供や連絡、指導による立ち直り支援

- 新** ①生徒指導推進学校支援事業(教) 教員、警察OB等を学校へ派遣し、非行・問題行動の早期発見や緊急時の対応等にあたる
- 新** ②少年見守り・声かけ事業(福) 非行問題に関わる関係課で非行防止ネットワーク会議(仮称)を立ち上げ、深夜徘徊少年等への効果的な対策や、関係機関・主任児童委員等との連携方法を検討
- 拡** ①自転車盗難被害防止モデル校の指定(警) 県下の中学、高校をモデル校に指定し、鍵かけの徹底等を指導(H24:中学校18校、高校16校→H25:中学校21校、高校19校)
- 拡** ②高知市少年補導センターの体制の強化(教) 教員派遣を増員し、補導、相談体制を充実
- 拡** ③スクールカウンセラーの増員(教) 小、中、高等学校、特別支援学校に配置(H24:186校→H25:215校)
- 新** ③小学校生徒指導担当教員の指定(教) 新たに生徒指導担当教員を指定し組織的な生徒指導の取組み強化
- 拡** ④スクールソーシャルワーカーの増員(教) 市町村に配置(H24:21市町村39人→H25:25市町村42人)

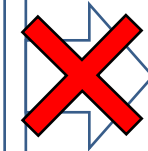
非行が深刻化した少年 約200人(推計)

現 状 再非行率が高い割合で推移している(H19:35%→H23:34%)

課 題 ・居場所づくり
 ・立ち直りへの支援

今後の取組み

- ①生徒指導の強化等を図り、非行の拡大、連鎖を防ぎ、非行からの立ち直りを図る
- ②緊急学校支援チームを派遣し、深刻化した非行等の解決に向け学校を支援する
- ③少年サポートセンターの体制や立ち直り支援事業を拡充し、非行少年の学校への復帰や進学、就労へと結びつける



非行を深刻化させない

- 子ども対象**
- 補導教員・補導専門職員の配置(教) 少年補導センターへの支援(福) (再掲)
- 学校・家庭・地域環境**
- 児童相談所による相談援助(福) 非行相談専門の担当を配置し対応。非行問題に関する教育機関への支援
 - 希望が丘学園での自立支援(福) 生活指導等による立ち直り支援
 - 学校・警察連絡制度(警・教) (再掲)

- 新** ①生徒指導推進学校支援事業(教) (再掲)
- 新** ①更生保護サポートセンターとの連携(福) 保護観察以外の無職の非行少年の就労支援
- 拡** ①高知市少年補導センターの体制の強化(教) (再掲)
- 新** ②緊急学校支援チームの派遣(教) いじめや非行等の深刻な問題が発生した学校の支援
- 拡** ③少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動(警) 非行からの立ち直りに向け、対象となる少年の居場所(少年サポートセンター内)を確保し、農業・漁業体験や学習支援の施策の展開
- 拡** ③少年サポートセンターの体制の強化(警)(教) 非行からの立ち直り支援、課題のある中学校への訪問、携帯電話問題の指導、非行防止教室実施の拡大のために職員体制等を充実